

第 四 十 四 号 議 案

債 権 の 放 棄 に つ い て

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 四 年 二 月 十 七 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

齊

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 十一万二千九百五十八円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 十万八千百八円

債権発生日 平成三十一年一月十五日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(二) 債権イ 債権の額 四千八百五十円

債権発生日 令和元年六月二十五日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和元年九月二十五日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。